

## 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の利用拡大について

### 【障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度】

#### ①目的

障がい者雇用促進企業及び就労支援事業所等から優先的に物品の買入れや役務の提供を受けることにより、県内の障がい者の雇用の促進及び福祉的就労の安定を図ることを目的とし、平成20年6月1日から「障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度実施要綱」を制定しています。

#### ②概要

県の機関が随意契約により物品等の調達を行う場合に、当該契約が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当するときは、他の者に優先して、障がい者雇用促進企業等から見積書を徴取するよう努めることとしています。

見積書を徴取する者の数は、予定価格が10万円以上の場合にあつては2者、予定価格が10万円未満の場合にあつては1者とします。

#### ③障がい者雇用促進企業等

優先発注の対象となる事業所は、同要綱に基づいて登録を行った障がい者雇用促進企業と障がい者就労支援事業所等です。(別添の発注実績参照)

##### ・障がい者雇用促進企業

県内に本店、支店、営業所等を有する中小企業者で、過去1年間の各月ごとの雇用する障がい者の数の合計数が、その同じ期間の各月ごとの雇用する労働者の数の合計数に下表に掲げる率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以上である者

申請回数	雇用すべき障がい者数の算定に係る率
初 回	1.8%
2 回 目	1.8%
3 回 目	2.7%
4 回 目	2.7%
5回目以降	3.6%

##### ・就労支援事業所等

障害者自立支援法の規定による障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設と、小規模作業所及び在宅就業支援団体

### 依頼事項

障がい者の雇用の促進に取り組んでいますが、各部局においても障がい者を雇用する事業所等を支援する「障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度」の積極的な利用をお願いします。

障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度実施要綱による発注実績(部局別H20-H23)

2

部局名	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
政策部	16	767,510	34	6,491,660	36	3,797,946
総務部	3	108,990	26	1,024,838	20	633,537
防災危機管理部	6	143,535	11	373,296	15	767,458
生活・文化部	52	4,804,850	54	5,631,148	78	6,575,026
健康福祉部	35	2,898,813	73	2,327,714	45	2,488,456
環境森林部	38	2,889,904	8	356,126	33	1,662,854
農水商工部	64	3,166,325	111	6,636,962	80	3,399,114
県土整備部	33	1,918,312	18	877,997	5	280,060
出納局	2	28,800	6	157,325	2	14,900
企業庁	11	689,011	23	662,033	31	1,706,417
病院事業庁	11	55,540	1	99,750	23	736,270
議会事務局	24	726,425	25	1,125,340	5	428,086
監査委員事務局	1	4,200	0	0	0	0
人事委員会事務局	3	165,658	0	0	6	177,532
教育委員会事務局	126	10,438,429	200	7,295,179	221	8,516,331
労働委員会事務局	2	4,020	1	16,632	0	0
海区漁業調整委員会事務局	10	175,140	16	320,166	1	311,850
公安委員会	15	1,745,895	4	334,005	3	199,237
合計	452	30,731,357	611	33,730,171	604	31,695,074
対前年増減率		—		109.76%		93.97%

部局名	平成23年度		
	件数 (件)	金額 (円)	主な発注品目
防災対策部	29	3,776,889	印刷、公用車修理、点検等
戦略企画部	31	1,323,976	印刷、会議録反訳等
総務部	29	844,735	印刷、公用車車検・点検・修繕等
健康福祉部	73	1,990,670	印刷、公用車車検・点検・修繕、物品購入等
環境生活部	25	2,379,053	印刷、筆耕反訳、公用車車検等
地域連携部	12	2,277,480	看板作成、会議録反訳、物品購入等
農林水産部	98	4,717,090	印刷、公用車車検・部品交換等、物品購入等
雇用経済部	52	3,823,722	印刷、公用車車検・タイヤ交換、反訳等
県土整備部	15	1,631,406	印刷、会議議事録作成、物品購入等
出納局	4	103,640	印刷
企業庁	16	457,170	印刷、図面作成、公用車車検等
病院事業庁	0	0	—
議会事務局	5	107,047	印刷等
監査委員事務局	2	3,075	印刷
人事委員会事務局	7	133,769	印刷、物品購入等
教育委員会事務局	189	8,777,531	印刷、公用車の点検、筆耕等
労働委員会事務局	0	0	—
海区漁業調整委員会事務局	13	212,625	議事録筆耕
公安委員会	8	647,535	印刷等
合計	608	33,207,413	
対前年増減率		104.77%	

## 障がい者雇用促進企業登録名簿

	商号又は名称	所在地	電話番号	主な品目
1	株式会社 三重データクラフト	三重県津市雲出鋼 管町1番地	059 246 3700	業務委託、システム開発、入力データ作成、コ ンピュータ、周辺機器、関連消耗品、航空写 真、地図製作(原図作成、印刷含む)
2	高森自動車整備工業 株式会社	三重県津市中河原 2049番地	059 227 0505	自動車の車検、点検、整備、板金塗装、軽自 動販売
3	株式会社 アイブレーション	三重県伊勢市神久 3丁目5番67号	0596 27 1111	広報、パンフレット、ポスター、チラシ、DM、要 覧、記念誌、名簿、その他印刷、製本、ホーム ページ・CD ROM・デジタルビデオの企画・ 編集・制作、入力データ作成、データベースの 設計、屋外・交通広告・看板・パネルの企画、 デザイン、製作からスペースデザイン設計まで 、エコ葉書、テレビコマーシャル、テレフォン カード、デザインカードによる広告代理、寝台、 エコマット、体位変換器、手すり、歩行補助 器、車いす、リフトその他要介護補助
4	株式会社 アイブレーション津営業所	三重県津市八町 1丁目9 16-10 08	059 225 3885	広報、パンフレット、ポスター、チラシ、DM、要 覧、記念誌、名簿、ホームページ・CD RO M・デジタルビデオの企画・編集・制作、エコ 葉書、テレビコマーシャル、テレフォンカード、 デザインカードによる広告代理、各種写真撮 影、ポジフィルム及びデータのレンタル、屋外 の交通広告、看板、パネルの企画・デザイン・ 製作からスペースデザイン設計他
5	株式会社 東海環境サービス	三重県桑名市大字 東方339番地3	0594 22 6349	廃棄物収集運搬・処理、建物清掃、貯水槽清 掃、害虫駆除
6	伊藤印刷 株式会社	三重県津市大門 32 13	059 226 2545	パンフレット、ポスター、チラシ、書籍、封筒、名 刺、カードはがき、伝票、DM、賞状、シール、 帳票、手帳、カレンダー、包装紙・株券・景品類 の印字、入力データ作成、テープ反訳、エコ はがき、図書カード、クオカード、大判ポスター 出力
7	三恵工業 株式会社	三重県鈴鹿市 上野町48番地	059 378 1243	製造及び販売(椅子)

就労支援事業所等登録名簿

	名称	住所	電話番号	主な受託作業
1	アクティブ鈴鹿	鈴鹿市若松中1丁目20-1	059 385 7878	印刷、看板
2	工房T&T	津市大倉1-11	059 224 8932	タオル・Tシャツ等名入れ印刷
3	まつさかチャレンジドプレイス 希望の園	松阪市小阿坂町2253-2	0598 67 0486	オリジナルTシャツ・手帳、アートポストカード、 アートカード集、組み紐ケイタイストラップ、 キーホルダー、メガネチェーン、さをり織製 品、リサイクル廃油洗剤
4	ワークショップみらい	桑名市大字額田455-3	0594 31 0389	さをり織
5	指定就労継続支援事業所 南勢ワークセンター	度会郡玉城町宮古字鉄砲塚7 28-18	0596 58 0101	ジャム、植木鉢スタンドセット
6	指定就労継続支援事業所 第2八野ワークセンター	鈴鹿市八野町22-1	059 378 6622	おにぎり弁当、ウエス(車輛清掃用)、ビーズ 細工、印刷
7	たるみ作業所	津市大字垂水1300番地	059 226 9530	印刷(名刺、封筒)
8	みどりの家 日永	四日市市日永4-2-41	059 347 5122	焼菓子
9	みどりの家 算所	鈴鹿市算所2-5-1	059 379 3515	リサイクル石鹸、竹炭、アクリルたわし
10	夢工房	桑名市東正和台1-13-2	0594 84 6698	菓子、葉書(紙すき)、カレンダー
11	鳥羽市社会福祉協議会就労 継続支援(B型)事業所「海 の子」	鳥羽市松尾町937-34	0599 26 6878	花の苗
12	志摩市社会福祉協議会 障がい者支援施設はばたき	志摩市阿児町神明2064-4	0599 44 3335	花苗、野菜、EM活性液、EMボカシ(肥料)、 水切りネット、アクリルたわし、ハーブ製品 (ハーブティ、リラックスハーブ)
13	クローバーハウス	津市城山1丁目8-16	059 238 0303	パン、クッキー、パウンドケーキ、シフォンケ- キ、草刈り等
14	いすゞ工房	津市城山2丁目16-7	059 234 0020	会議用弁当・弁当配達 うどん販売
15	マイウェイ	津市久居中町255-6	059 255 5574	たこ焼き、中古衣料、各種手工芸品
16	松阪「障害」者労働センター・ ポケットハウス	松阪市東町157-3	0598 53 4600	ビーズアクセサリ-、点字名刺、人権に関す る教材作り、バリアフリーMAP作り、洗濯バサ ミの組立、印刷物の手製シール貼り
17	上野ひまわり作業所	伊賀市予野9554	0595 39 1133	くみひも製品、製菓・製パン・ビーズ製品
18	TOINいずみ	員弁郡東員町大字山田 1546-1	0594 76 4126	さをりコースター、紙すきハガキ、草木染めタ オルセット、かりんとう
19	紀北作業所	北牟婁郡紀北町海山区 上里275-20	0597 36 1601	さおりのペンケース、さおりのポーチ、カード ケース(皮)、小銭入れ(皮)、しおり(皮)
20	工房 やまの風	松阪市久保町1855-741	0598 29 5839	和紙製名刺台紙作成・印刷、押花カレン ダー、はがき、レターセット、封筒セット、一筆箋
21	サンフラワーガーデン	津市木造町1824	059 255 1102	封筒、名札
22	就労継続支援事業所 福祉 の森の家 体にいいおにぎり 屋	鈴鹿市寺家7丁目11-30	059 380 6355	おにぎり弁当
23	南紀さんさんワーク	南牟婁郡御浜町紙木2107 8	05979 2 3044	焼杉プランター、キーホルダー
24	末芳園	度会郡玉城町下田辺468-2	0596 58 4896	木板への文字やイラストの彫刻、木製の名 札、看板、ネームプレートなどの制作
25	ふっくりあハウ	伊賀市緑ヶ丘南町3948 16	0595 22 8600	組紐・パン・小物
26	笠取の里	津市榊原町中上4621番地	059 252 8030	書籍、ふきん
27	サポートセンター あいぶろ	四日市市大字東阿倉川254	059 358 0064	分別作業等の簡易な作業
28	あおぞらワーク	四日市市山田町836 1	059 328 3110	分別作業等の簡易な作業

## 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の機関（企業庁及び病院事業庁を含む。）が行う物品等の調達において、県内の障がい者の雇用の促進及び福祉的就労の安定を図ることを目的に、障がい者雇用促進企業及び就労支援事業所等から優先して物品を買入れる場合、もしくは役務の提供を受ける場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等の調達 物品の買入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事、測量及び建設コンサルタント等に係るものは除く。）をいう。
- (2) 障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者及び同法同条第4号に規定する知的障害者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- (3) 障がい者雇用促進企業 次のアからウまでのいずれにも該当する者をいう。
  - ア 三重県会計規則第61条第1項に規定する競争入札参加資格を有する者
  - イ 県内に本店、支店、営業所等を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。）
  - ウ 県内の本店、支店、営業所等において、次条の申請を行う日の属する月の前月までの1年間の各月ごとの初日における、法第43条の規定により算定した雇用する障がい者（算定にあたっては同条の規定にかかわらず、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は、重度身体障害者又は重度知的障害者に相当するものとみなす。）の数の合計数が、その同じ期間の各月ごとの初日における同条の規定により算定した雇用する労働者の数の合計数に別表に掲げる率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以上である者
- (4) 就労支援事業所等 県内に所在し、次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。
  - ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設
  - イ 同法第5条第21項に規定する地域活動支援センター
  - ウ 同法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設（同条第6項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る）

- エ 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な助成を受けている施設）
- (5) 在宅就業支援団体 次のア及びイのいずれにも該当する者をいう。  
ア 県内に事業所を有し、在宅等で就業する障がい者の希望に応じた就業機会の確保及び組織的に提供、その他援助業務を行う法人  
イ 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条第4項各号に適合し、厚生労働大臣の登録を受けた法人
- (6) 契約締結権者 知事、企業庁長、病院事業庁長又はその委任を受けて契約の締結権を有する者をいう。

(障がい者雇用促進企業の登録申請)

- 第3条 障がい者雇用促進企業であって、第8条又は第9条に規定する優先的取扱いを受けようとする者は、知事の登録を受けなければならない。
- 2 障がい者雇用促進企業で、前項の登録を受けようとするときは、「障がい者雇用促進企業登録申請書（第1号様式）」に「障がい者雇用状況計算書（第2号様式）」を添えて、知事に申請するものとする。

(障がい者雇用促進企業の登録等)

- 第4条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、適格と認めるときは、障がい者雇用促進企業として登録を行うものとする。
- 2 知事は、前項の審査の結果適格と認められるときは、「障がい者雇用促進企業審査結果通知書（第3号様式）」により、当該申請者へ通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の審査の結果不適格と認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(就労支援事業所等及び在宅就業支援団体の登録届出)

- 第5条 就労支援事業所等及び在宅就業支援団体であって、第8条に規定する優先的取扱いを受けようとする者は、知事の登録を受けなければならない。ただし、就労支援事業所等で、別途、就労支援事業所等からの物品及び役務の調達に関する要綱第4条第1項及び第2項の規定に基づき登録を行った者については、この限りでない。
- 2 就労支援事業所等で、前項の登録を受けようとするときは、「就労支援事業所等登録届出書（第4号様式）」を、知事に届け出るものとする。
- 3 在宅就業支援団体で、第1項の登録を受けようとするときは、「在宅就業支援団体登録届出書（第5号様式）」により、知事に届け出るものとする。
- 4 知事は、前2項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、登録を行うものとする。

(名簿の公表)

- 第6条 知事は、第4条第1項の規定による登録を行った障がい者雇用促進企業、第5条

の規定による登録を行った就労支援事業所等及び在宅就業支援団体について名簿を作成し、公表するものとする。

(障がい者雇用促進企業等の有効期間)

第7条 障がい者雇用促進企業及び在宅就業支援団体の登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、初回の登録日が10月1日以降の場合にあっては、登録の有効期間は、初回の登録日より翌々年の3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとする者は、当該有効期間の満了の日の1月前までに、第3条又は第5条に規定する申請を行うものとする。

(随意契約における優先的取扱い)

第8条 契約締結権者は、随意契約により物品等の調達を行う場合であって、当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号（昭和22年政令第16号）又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第1号に該当するときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、他の者に優先して、登録障がい者雇用促進企業及び登録就労支援事業所等から見積書を徴取する（見積金額を徴取する場合を含む。次項において同じ。）よう努めなければならない。

2 前項に規定する場合において、見積書を徴取する者の数は、予定価格が10万円以上の場合にあっては2人、予定価格が10万円未満の場合にあっては1人とすることができる。

(指名競争入札における優先的取扱い)

第9条 契約締結権者は、指名競争入札により物品等の調達を行うときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、1人または複数の登録障がい者雇用促進企業を、他の者に優先して指名するよう努めなければならない。ただし、政府調達に関する協定が適用される調達にあっては、この限りでない。

(変更の届出)

第10条 第4条第1項の規定による登録を行った障がい者雇用促進企業、第5条の規定による登録を行った就労支援事業所等及び在宅就業支援団体であって、当該登録の内容に変更が生じたときは、「登録内容変更届（第6号様式）」により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(登録の取消)

第11条 知事は、登録障がい者雇用促進企業について、次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条第6号の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 正当な事由がなく前条の規定による届出を行わなかったとき。

2 知事は、前項第2号及び第3号の規定により登録を取り消した障がい者雇用促進企業

等については、当該取消の日から起算して、2年間は登録を行わないものとする。

(調査)

第12条 知事は、登録を受けた者に対して、適宜必要な検査を行うことができるものとする。

(事務の所掌)

第13条 本要綱に関する事務は、雇用経済部雇用対策課で所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別 表

申請回数	雇用すべき障がい者数の算定に係る率
初 回	1.8%
2 回 目	1.8%
3 回 目	2.7%
4 回 目	2.7%
5回目以降	3.6%